仕様書

１．概　要

(1)件名

葛城市の公共施設で使用する再生可能エネルギー由来電力供給業務

(2)需要場所

別紙に掲げる施設及びこれに附属する施設

２．仕　様

(1)需要場所ごとの予定使用電力量等

別紙のとおり

(2)受給期間

令和７年３月１日以後の最初の検針日の０：００から令和８年３月１日以後の最初の検針日

の前日の２４：００まで（１年）

(3)需給地点

需給場所における当該地域を管轄する一般送配電事業者の開閉所内の電源側接続地点

(4)電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(5)保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

(6)供給条件

次のアからウまでの条件を満たすこと。

ア　供給電力の全量に再生可能エネルギー由来の環境価値証書※を付与すること。

※FIT非化石証書、非FIT非化石証書（再エネ指定有）

イ　アの環境価値について、葛城市（以下「発注者」という。）に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

ウ　供給電力の調整後排出係数※は0.000000tg—CO2/kWh以下とすること。

※温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成１８年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第２号）第２０条の２に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表する調整後排出係数を指す。

(7)供給の方法

対象施設で使用する電気を需要に応じて全量供給するものとする。

(8)検針日及び計量日

ア　検針は各月ごとに、一般送配電事業者が定めた日（検針区域に応じて一般送配電事業者があらかじめ定めた毎月一定の日及び休日等を考慮して定めた日）に原則として実施するものとする。

イ　計量は、計量装置により記録された値によるものとする。なお、電力使用量の単位は、１kWhとし、その端数は小数点以下第１位で四捨五入する。

３．電気料金の算定方法等

(1)電気料金の算定方法

電気料金の算定は、次のア又はイに掲げる契約の区分に応じ、当該ア又はイに定める方法により行うものとする。この場合において、当該算定した料金に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

ア　単価固定型契約

①　電気料金

電気料金の計算は、次の①－１から①－６までを合計して得た金額とする。

①－１　基本料金

契約ごとに月ごとに基本料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの契約容量に応じて算定するものとする。また、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が特定規模需要について定める標準的な供給条件（以下「標準供給条件」という。）に準じて、力率による割増・割引を適用するものとする。

①－２　電力量料金

契約ごとに月ごとに電力量料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの使用電力量の実績に応じて算定するものとする。

①－３　燃料費調整額

各月の燃料費調整額は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が適用する燃料費調整単価の算定諸元又は受注者が独自に定める公開された算定諸元により算定するものとする。この場合において、契約期間中に燃料費調整に係る制度の改定があった場合は、別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。なお、燃料費調整額には当該地域を管轄する一般送配電事業者が算出する離島ユニバーサルサービス調整単価を含むものとする。

①－４　市場価格調整額

各月の市場価格調整額は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が適用する市場価格調整単価の算定諸元又は受注者が独自に定める公開された算定諸元により算定するものとする。この場合において、契約期間中に市場価格調整に係る制度の改定があった場合は、別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。

①－５　容量拠出金

契約ごとに月ごとに容量拠出金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの契約容量又は使用電力量の実績に応じて算定するものとする。なお、①－１又は①－２の単価に含むことを可とする。

①－６　再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件により算定するものとする。

②　単価の単位

単価は小数点以下第二位までの価格とする。

③　消費税の取扱い

単価、賦課金等の算定は、消費税及び地方消費税を含んで行うものとする。なお、消費税及び地方消費税の税率が改定された場合、新たな消費税率に基づいて金額を算出すること。

イ　市場連動型契約

①　電気料金

電気料金の計算は、次の①－１から①－４までを合計して得た金額とする。

①－１　基本料金

契約ごとに月ごとに基本料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの契約容量の実績に応じて算定するものとする。また、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が特定規模需要について定める標準供給条件に準じて、力率による割増・割引を適用するものとする。

①－２　従量料金

契約ごとに定める従量料金単価に３０分ごとのJEPXエリアプライス(関西エリア)の実績単価にスポット取引手数料単価、託送料金単価、手数料単価、環境価値単価を加えた額に、当該契約に係る施設の同日同時刻帯の３０分使用量の実績を乗じて算定するものとする。

①－３　容量拠出金

契約ごとに月ごとに容量拠出金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの契約容量又は使用電力量の実績に応じて算定するものとする。なお、①－１又は①－２の単価に含むことを可とする。

①－４　再生可能エネルギー発電促進賦課金

再エネ賦課金は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件により算定するものとする。

②　単価の単位

単価は小数点以下第二位までの価格とする。

③　消費税の取扱い

単価、賦課金等の算定は、消費税及び地方消費税を含んで行うものとする。なお、消費税及び地方消費税の税率が改定された場合、新たな消費税率に基づいて金額を算出すること。

(2)電気使用量、電気料金の確認

需給契約開始後、電気使用量、電気料金、３０分デマンド値が確認できるWEBページの提供及びWEBページへアクセスするためのID、パスワードを発行すること。また、契約期間終了後、供給施設毎の供給期間における３０分デマンド値データをエクセル形式にて提供すること。

(3)電気料金の請求

電気料金の請求は、次のアからウまでに掲げるところにより行うものとする。

ア　受注者は、施設ごとに請求書及び利用明細を作成するものとする。

イ　受注者は、毎月の請求額を確定したときは、請求の対象となる施設に係る契約を所管する部署に対し、電子メールによりその旨を通知するとともに、電子メールに添付する方法、又は発注者が専用のウェブサイトから請求書をダウンロードする方法のいずれかにより、請求書及び利用明細を交付するものとする。この場合において、当該利用明細は、発注者が随時確認し、及び容易に加工編集ができるよう、CSV又はExcel形式の電子データで提供しなければならないものとする。

ウ　国が実施している電気・ガス価格激変緩和対策期間中は、当該対策の支援を受け、国の定める値引き単価に応じて値引きを行うものとする。

(4)再生可能エネルギー電気の確認資料等

受注者は、供給条件において指定された契約供給電力における調整後排出係数において、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成１８年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第２号）第２０条の２に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表しているものと同等の場合、この公表をもってエビデンスに変えることができるものとする。

４．入札金額算出方法

(1)単価固定型契約

①　環境価値単価は各社任意で設定可とする。ただし、任意で設定する場合は固定単価とする。

②　燃料調整単価及び市場調整単価の反映は各社任意で設定可とする。ただし、任意で設定する場合は、算定諸元が公表されているものに限るものとし、入札時に当該算定諸元を提出すること。

③　燃料調整単価及び市場調整単価の設定について、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が適用する燃料費等調整単価又は市場調整単価の算定諸元を用いる場合は、令和６年４月１日に実施された電気供給条件に掲載されている算定諸元を用いるものとし、公表値のない令和５年９月から令和６年３月までは本算定諸元を用いて算出したうえで、令和５年９月から令和６年３月までにおける同単価を同月に用いて算出すること。また、受注者が独自に定める公開された算定諸元を用いる場合についても、同期間において算出した燃料費調整単価又は市場調整単価を同月に用いて算出すること。なお、旧一般電気事業者が適用する燃料費等調整単価又は市場調整単価の算定諸元を用いる場合と同様に、令和５年９月から令和６年３月までにおいて算定諸元が変更さている場合においては、最新の算定諸元を用いて変更前の燃料調整費及び市場調整単価の算出を行うこと。

④　容量拠出金の負担額を考慮して各単価は算出を行うこと。また、容量拠出金単価について、入札時の想定単価（円/kW又は円/kWh）と契約後の実際の請求単価（円/kW又は円/kWh）が異なる場合は、想定単価（円/kW又は円/kWh）を見積時に明記すること。

⑤　本入札において、離島ユニバーサルサービス調整単価、再生可能エネルギー発電促進賦課金、電気・ガス価格激変緩和対策は考慮しないこと。

⑥　力率は１００%とする。

(2)市場連動型契約

①　スポット購入手数料は各社任意で設定可とする。ただし、任意で設定する場合は固定単価とする。

②　小売手数料は各社任意で設定可とする。ただし、任意で設定する場合は固定単価とする。

③　環境価値単価は各社任意で設定可とする。ただし、任意で設定する場合は固定単価とする。

④　容量拠出金の負担額を考慮して各単価は算出を行うこと。また、容量拠出金単価について、入札時の想定単価（円/kW又は円/kWh）と契約後の実際の請求単価（円/kW又は円/kWh）が異なる場合は、想定単価（円/kW又は円/kWh）を見積時に明記すること。

⑤　従量料金算出においては、令和５年６月から令和６年５月までにおける３０分ごとのJEPXエリアプライス（関西エリア）の実績単価を用いること。

⑥　本入札において、託送料金、損失率は当該地域を管轄する一般送配電事業者が令和６年４月１日に定めた値を利用すること、又は０とすること。

⑦　本入札において、離島ユニバーサルサービス調整単価、再生可能エネルギー発電促進賦課金、電気・ガス価格激変緩和対策は考慮しないこと。

⑧　力率は１００%とする。

５．受注者の留意事項

(1)検針機器等

契約の締結に伴い、電力量等の検針に必要な機器の準備、交換工事等について調整が必要となる場合は、受注者において当該調整を行うものとする。

(2)緊急時の連絡体制

受注者は、災害、事故等が発生した場合において、発注者が指定する連絡先への指示、連絡等が迅速に行える連絡体制を確立するものとする。

(3)使用電力

発注者の都合により、契約期間中に実際に使用される電力は、予定契約電力及び予定使用電力を上回り、又は下回ることができるものとする。

(4)重要事項

受注者（この号及び次号において、候補者を含む。）は、次のアからウまでに掲げる事項について留意しなければならない。

ア　該当地域の一般送配電事業者定める託送料金、損失率、離島ユニバーサルサービス調整単価等の見直し、制度改正、又は市場の大幅な変動等やむを得ない理由により契約単価の変更を行おうとする場合は、十分な期間の猶予を設けて発注者に対し協議を申し入れるものとする。

イ　アの協議の結果、申し入れが不成立となった場合は、当該契約の締結を取りやめ、又は解除するものとする。この場合において、当該理由による契約の取りやめ又は解除を理由とする違約金等の請求は認めないものとする。

ウ　落札候補者は、オークション終了後、別に定める期日までに、入札参加資格確認申請を行うこと。

(5)電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第２条の２の登録を受けた小売電気事業者が取次として入札等に参加する場合は、提示した競争価格での供給について最終的な責任を負うこと。

(6)支払方法は、受注者が指定する口座へ毎月継続して料金を振り替えるものとし、毎月の振替日及び振替日が休日の場合の取り扱いについては受注者が指定する。

(7)契約解除

発注者は、次に掲げるいずれかの事項に該当する場合は、その事由を受注者に通知することにより契約を解除することができる。また、本規定により契約が解除された場合、受注者は、その損害額を発注者に支払うこと。この場合において、受注者は本市にその損失の補償を請求することはできないものとする。

ア　本市が受注者の選定過程又は契約期間中において、受注者の不正の事実を知ったとき。

イ　天災等、受注者の責めに帰さない事由によらないで、契約期間中に契約を履行しないとき。

ウ　受注者が故意又は重大な過失により発注者に損害を与えたとき。

エ　受注者が葛城市暴力団排除条例（平成２３年葛城市条例第１５号）第２条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。

(8)契約書

　　 電力需給に関する契約書式は受注者が用意する標準物で可とし、落札後速やかに発注者へ提示を行うこと。なお、記載内容について発注者からの文言の追加又は修正が発生する可能性があることを事前に承諾すること。また、事前の申出により、書面での契約に代えて電子契約サービスを利用して電磁的記録での契約も可とする。

(9)その他

本仕様書に定めのない事項については、当該地域を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件を基準として、発注者及び受注者で協議して別途定める。

以　　上